

「都道府県水道ビジョン」作成の手引き

1. はじめに

平成25年3月に策定した新水道ビジョンでは、都道府県の役割として、広域的な事業間調整機能や流域単位の連携推進機能としてのリーダーシップの発揮を求めているところであり、将来の水道の理想像を実現させるためには、都道府県が示すビジョンによる施策推進の姿勢が不可欠である。

今後における都道府県水道ビジョンの策定又は改定に当たっては、広域の見地から地域の水道のあり方を描き、新水道ビジョンの考え方に対応した方向性を踏まえつつ、都道府県内の水道事業者を牽引する要素を十分に備える内容とすることを基本とする。

また、策定又は改定の検討に当たっては、地域の地理的社会的属性を考慮しつつ、水道サービスの持続性の確保、安全な水の供給、災害に強い施設整備その他水道の諸問題解決のための対策を盛り込み、また広域的な水道の整備と再構築計画の方向性を明らかにするため、各都道府県が定める管下全域の水道の整備と再構築に関する基本的な構想として作成するものとする。

なお、別途水道事業者に示した「水道事業ビジョン作成の手引き」においては、全ての水道事業者において、新水道ビジョンに示す「持続」「安全」「強靱」のそれぞれについて、当該水道事業者の施設の再構築等を考慮したアセットマネジメントの実施、水安全計画の策定と実施、耐震化計画の策定と実施を水道事業ビジョンに明記するよう要請しているところである。

これらを踏まえ各都道府県においては、全ての水道事業者において適切な目標や内容が設定されるよう必要に応じて誘導、指導するとともに、都道府県水道ビジョンには都道府県としての方針や実現のための具体的な方策等について記載することとする。

また、都道府県水道ビジョンは、都道府県として広域的に水道の将来のあり方を示すものであるため、また策定後の実行可能性を確保するためにも、都道府県水道ビジョン策定への水道事業者の積極的な関与や状況に応じた都道府県のリーダーシップの発揮等により、関係者間の調整が十分に図られているものとするのが望ましい。

2. 策定の目的

都道府県水道ビジョンは、地域の水道の実態を掌握する都道府県水道行政の立場から、将来の地域における水道のあり方を設定することにより、当該都道府県における水道事業者をはじめとする水道関係者が一丸となって、広域的に連携しつつ、様々な取り組みに挑戦できる体制を整備し、将来にわたって持続可能な水道の供給基盤を都道府県単位で確立できるよう取り組むことを目的とする。

3. 作成要領

都道府県水道ビジョンに記載すべき事項及びその内容は次のとおりとする。

なお、都道府県水道ビジョンは、公表を前提とすることから、需要者に親しみやすい副題等を名付けて差し支えない。

○記載事項

1 都道府県水道ビジョンの趣旨

- ・策定の必要性や対象地域、目標年度等を設定

2 一般概況

- ・水道を取り巻く諸条件（地勢、人口、産業、水資源等）を把握

3 水道の現況

- ・水道の施設数、普及状況を始め諸事項の現況を整理

4 圏域の区分の設定

- ・諸条件を考慮し、1～数ブロックに圏域を設定

- 5 給水量の実績と水需給の見通し
 - ・都道府県及び圏域ごとの給水実績及び需要と供給の見通しを整理
- 6 現状分析と評価、課題の抽出
 - ・現状分析と評価を行い、「安全」、「強靱」、「持続」ごとに課題を明確化
- 7 将来目標の設定とその実現方策
 - ・都道府県全域について、将来に向けた水道の理想像を設定
 - ・理想像を踏まえ、実現方策を検討
 - ・都道府県又は圏域ごとに実現方策の推進に係る目標を設定
 - ・発展的広域化の取り組み推進の具体策を記載
- 8 都道府県水道ビジョンの策定のための体制及び策定後のフォローアップ
 - ・実施体制と進捗管理

3. 1 都道府県水道ビジョンの趣旨

水道の広域的な施設整備、施設更新、災害対策、持続的な事業運営などの現況と方向性を概略で示し、策定の必要性について記述する。

また、都道府県水道ビジョンの対象圏域、計画目標年度及び計画期間について記述する。なお、目標については 50～100 年先を視野に入れつつ、当面の目標として 10 年程度の具体的な設定とすることを基本とする。

なお、都道府県水道ビジョンは、管内の広域的水道整備計画を包括する内容が前提であり、当該既存の計画と齟齬が生じる場合であっても、直近の現状を踏まえたビジョンとする場合、以降において広域的水道整備計画を改定することを視野に入れた内容として差し支えない。

3. 2 一般概況

都道府県全域及び圏域ごとについて、地勢、人口、産業、水資源等の水道をとりまく諸条件の概要を記述する。また、地形図や人口の推移などを図表で示す。

3. 3 水道の現況

都道府県全域及び圏域ごとについて、水道の普及状況、施設数、水道の管理体制、水源の状況、簡易専用水道等の管理状況、経年化・耐震化の状況、水道料金、広域連携に向けた取組状況について表－1～表－21 等を用いて記述する。

また、都道府県内の水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）の水道事業ビジョン（地域水道ビジョン）の策定状況やアセットマネジメントの実施状況、水安全計画の策定状況、耐震化計画の策定状況等について、図－1～4 等を用いて取りまとめる。

これらについては、「水道事業ガイドライン JWWA Q100」に基づく業務指標（PI）などを利用して、事業計画に関する事項、経営に関する事項、維持管理や危機管理に関する事項を基本として、できる限り定量的な情報を収集し、水道の現況を分かりやすい内容とするために数値や図表を用いること。

表- 1 水道普及状況と施設数

項目 圏域	① 年度	②給 水 人 口				③水道 普及率 %	④水 道 施 設 数				⑤用 水 供 給	
		総人口 千人	上水道 千人	簡易水道 千人	専用水道 千人	合計 千人	上水道 箇所	簡易水道 箇所	専用水道 箇所	合計 箇所	給水対象 人口 千人	事業数 箇所
〇 〇 圏 域	N-10											
	N-5											
	N-4											
	N-3											
	N-2											
	N-1											
	N											
合 計	N-10											
	N-5											
	N-4											
	N-3											
	N-2											
	N-1											
	N											

- 注) 1 本表は都道府県の全域について記入する。
 2 年度は、最新の実績の年度をN年とする。
 3 記入方法
 ①総人口……………国勢調査又はこれに準ずるもの。
 ②給水人口……………水道の種類別に記入する。
 ③水道普及率……………②の給水人口を①の総人口で除したもの。
 ④水道施設数……………水道の種類別に記入する。
 ⑤用水供給給水対象人口……………給水対象事業の給水人口の実績

表- 2 職員の状況（事務職、技術職、技能労務職）

（人）

圏域	① 市町村名	②事務職						③技術職						④技能労務職						⑤ 計
		30歳 未満	30～ 40歳	40～ 50歳	50～ 60歳	60歳 以上	計	30歳 未満	30～ 40歳	40～ 50歳	50～ 60歳	60歳 以上	計	30歳 未満	30～ 40歳	40～ 50歳	50～ 60歳	60歳 以上	計	
〇 〇 圏 域																				
合計																				

- 注) 1 市町村の上水道、簡易水道に携わる職員数を合計して記入する。
 2 「技能労務職」は検針職員、集金職員、技能職員、その他とする。
 3 職員数には、臨時職員、嘱託職員は含まない。
 4 企業団、都道府県営の上水道事業は、①の市町村名欄に事業名を記入し、職員数を記載する。
 5 水道用水供給事業についても市町村の欄に事業名を記入し、職員数を記載する。

表- 3 委託の状況（業務委託、第三者委託） 〈平成〇〇年3月現在〉

圏域	① 市町村名	② 事業体名	③業務委託の有無					④第三者委託		⑤備考
			取導水施設	浄水施設	送配水施設	料金徴収	その他	委託内容	委託先	
〇 〇 圏 域										
合計										

- 注) 1 ③業務委託の有無は該当する施設・業務内容に○印を記入する。
 2 ④第三者委託の委託先には、「上水道事業者」、「水道用水供給事業者」、「地方公社・第三セクター」、「民間事業者」、「その他」を記入する。

表-4 水源内訳（取水量）の推移

(千m³/年)

水道	年度 水源	平成2年度		平成7年度		平成12年度		平成17年度		平成22年度	
上水道	表流水										
	伏流水										
	浅井戸										
	深井戸										
	湧水										
	受水										
	計										
簡易水道	表流水										
	伏流水										
	浅井戸										
	深井戸										
	湧水										
	受水										
	計										
合計	表流水	%		%		%		%		%	
	伏流水	%		%		%		%		%	
	浅井戸	%		%		%		%		%	
	深井戸	%		%		%		%		%	
	湧水	%		%		%		%		%	
	受水	%		%		%		%		%	
	計	%		%		%		%		%	

注) 合計には構成比率も記入する。

表-5 都道府県内クリプトスポリジウム対策実施状況

調査年月	調査対象施設数 (カ所)	対応が必要な 浄水施設数(カ所)	対応済 浄水施設数(カ所)	未対応 浄水施設数(カ所)
H18年4月				
H19年4月				
H20年3月				
H21年3月				
H22年3月				
H23年3月				
H24年3月				

注) 厚生労働省調査等を利用する。

表-6 都道府県内簡易専用水道対策実施状況

調査年度	検査対象施設数	検査実施施設数 (受検率)	未受検率	検査指摘施設数 (指摘率)	報告施設数 (報告率)
H18年度					
H19年度					
H20年度					
H21年度					
H22年度					
H23年度					
H24年度					

注) 厚生労働省調査等を利用する。

表- 7 都道府県内小規模貯水槽水道に係る条例等制定状況

	条例・要綱等種類	施行日	対象施設
〇〇県			
A 市			
B 町			
C 市			

注) 厚生労働省調査等を利用する。

表- 8 都道府県内小規模貯水槽水道対策実施状況

調査年度	検査対象施設数	検査実施施設数 (受検率)	未受検率	検査指摘施設数 (指摘率)
H18 年度				
H19 年度				
H20 年度				
H21 年度				
H22 年度				
H23 年度				
H24 年度				

注) 厚生労働省調査等を利用する。

表- 9 都道府県内飲用井戸に係る条例等制定状況

	条例・要綱等種類	施行日	対象施設
〇〇県			
A 市			
B 町			
C 市			

注) 厚生労働省調査等を利用する。

表- 10 管種別での管路布設状況

(m)

管種		導水管	送水管	配水管			計
				配水本管	配水支管	小計	
铸铁管							
ダクトイル 铸铁管	耐震型継手★						
	K 形継手等を有するもののうち良い地盤に布設されている						
	上記以外						
	計						
鋼管	溶接継手★						
	上記以外						
	計						
石綿セメント管							
硬質塩化 ビニル管	R R ロング継手						
	上記以外						
	計						
コンクリート管							
鉛管							
ポリエチレン 管	高密度、熱融着継手★						
	上記以外						
	計						
ステンレス管	高密度、熱融着継手★						
	上記以外						
	計						
その他							
管路延長 計							

注) ★は「水道事業ガイドライン JWWA Q100」に基づく業務指標 (PI) 「2210 管路の耐震化」で耐震管に定義されているもの。

表- 11 耐震管と非耐震管の構成

(m)

管路	導水管	送水管	配水管			管路延長 計
			配水本管	配水支管	小計	
耐震管						
非耐震管						
計						
耐震化率(%)						

注) 耐震管は、表-10の★印の合計値で、「水道事業ガイドライン JWWA Q100」に基づく業務指標 (PT) 「2210 管路の耐震化」で定義されているもの。

表- 12 管路の経年化状況

管路		全体 (m)	法定耐用年数 (40 年) 超過		管路別割合 (%)
			延長 (m)	超過割合 (%)	
全体					
導水管					
送水管					
配水管	配水本管				
	配水支管				
	小計				
計					

表- 13 施設の耐震対策実施状況

(カ所)

水道施設の 重要度の区分	レベル 1 地震動				レベル 2 地震動				総 施設数
	耐震性能 1	耐震性能 2	耐震性能 3	耐震性能を 有しない	耐震性能 1	耐震性能 2	耐震性能 3	耐震性能を 有しない	
ランク A1		-	-		-		-		
ランク A2					-	-			
ランク B	-				-	-			

表- 14 危機管理に関する計画・マニュアル策定状況

項 目		全事業体数 (カ所)	水道事業数 (カ所)	割合 (%)
計画 策定状況	応急給水計画			
	応急復旧計画			
危機管理 マニュアル	地震対策マニュアル			
	風水害対策マニュアル			
	水質汚染事故対策マニュアル			
	クリプトスポリジウム対策マニュアル			
	施設事故マニュアル			
	停電対策マニュアル			
	管路事故マニュアル			
	給水装置凍結事故対策マニュアル			
	テロ対策マニュアル			
	渇水対策マニュアル			
	新型インフルエンザ事業継続計画			
	その他マニュアル			

表- 15 最近の大規模地震による水道施設被害状況

圏域名	区分 市町村名	〇〇地震 被害状況（施設数）		〇〇を震源とする 地震被害状況（施設数）	
		上水道	簡易水道	上水道	簡易水道
〇〇圏域	〇〇市				
	計				
〇〇圏域					
	計				
〇〇圏域					
	計				
合 計					

注) 専用水道・飲料水供給施設等の情報があれば記載する。

表- 16 家庭用 20m³ 当たり料金

(カ所)

料金	～	1, 501～	2, 001～	2, 501～	3, 001～	3, 501～	4, 001～	4, 501～	合計	平均
水道	1, 500	2, 000	2, 500	3, 000	3, 500	4, 000	4, 500		(カ所)	(円)
上水道										
簡易水道										
合計										

表- 17 広域連携の状況

対象水道 事業体名	災害 時協 定	運 転 管 理	維 持 管 理	人 材 育 成	各 種 業 務 委 託 等	そ 他	連携内容の概要
(例) A 市	✓						B 町、C 市と災害時の相互応援
C 市					✓		協定に基づき、D 市の水道ビジョンの作成を C 市が実施
F 市				✓			F 市の実施する技術研修に E 町、G 市職員が参加

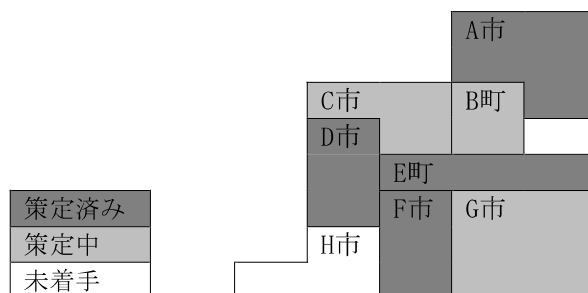


図- 1 水道事業ビジョン（地域水道ビジョン）の策定状況

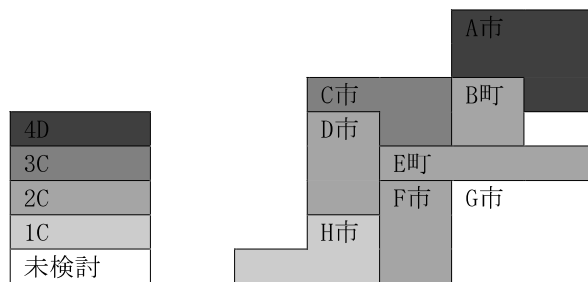


図-2 アセットマネジメント（タイプ4D）の実施状況

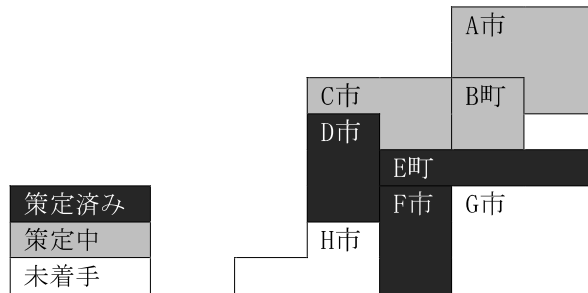


図-3 水安全計画の策定状況

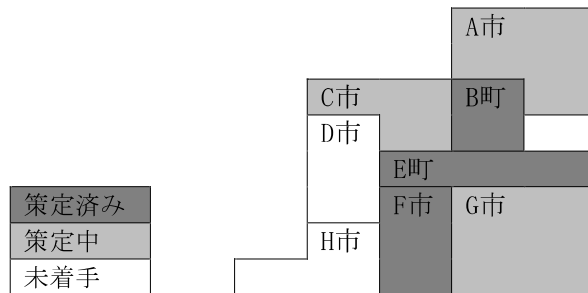


図-4 耐震化計画の策定状況

3. 4 圏域の区分の設定

圏域の区分は、水道事業を適切に運営していくため地理的社会的諸条件等の一体性に配慮しつつ、都道府県のすべての地域が、いずれかの圏域に含まれるように設定し、その根拠となった考え方を記述すること。設定した圏域内において、人材配置、施設管理又は財源確保の諸事情を考慮して、水道事業の運営基盤が強靱で、持続可能な規模であること。

なお、都道府県を越えた圏域を設定する場合は、圏域内の全ての水道について記述すること。管理の共同化や危機管理時の広域的な応援体制などで都道府県を越えた範囲を設定する場合には、その内容について記述すること。

また当該圏域は、それぞれ以下の要件に適合するよう配慮すること。

- ① 地勢、水源等の自然的条件に適合した地理的範囲であること。
- ② 圏域内のすべての水道の施設整備、維持管理、経営等の業務が遂行できる技術的財政的基盤を備えていること。
- ③ 管理の共同化や危機管理時の広域的な応援体制などでは、都道府県を越えた範囲の設定もありうること。
- ④ 既存の圏域区分がある場合には、市町村合併による行政的社会的情勢の変化などを踏まえてその検証を行い、必要に応じて圏域を見直し都道府県ビジョンに位置づけることが望ましいこと。
- ⑤ 圏域内の水道事業者間における発展的広域化の検討の推進が確実に実行される範囲を設定すること。

既往の水道整備基本構想（都道府県水道ビジョン）がある場合は、現在の圏域区分について検証を行い、必要に応じて圏域区分を修正する。

表- 18 圏域の区分

圏域名	構成市町村	面積 (km ²)	人口 (千人)
○ ○ 圏 域	〇〇市 △△市 ××町 計 〇市〇町〇村		現況 目標年度
□ □ 圏 域	□□市 ◇◇市 ▼▼町 計 〇市〇町〇村		現況 目標年度

注) 圏域図で明示すること。

3. 5 給水量の実績と水需給の見通し

(1) 給水量の実績

給水量の実績は、圏域ごとに都道府県の全域について記入すること。

表- 19 給水量の実績

項目 圏域	年度	上水道				簡易水道				専用水道				合計				用水供給 1日最大 供給量 m³
		1人1日給水量		1日給水量		1人1日給水量		1日給水量		1人1日給水量		1日給水量		1人1日給水量		1日給水量		
		最大 ℓ	平均 ℓ	最大 m³	平均 m³	最大 ℓ	平均 ℓ	最大 m³	平均 m³	最大 ℓ	平均 ℓ	最大 m³	平均 m³	最大 ℓ	平均 ℓ	最大 m³	平均 m³	
圏域	N-10																	
	N-5																	
	N-4																	
	N-3																	
	N-2																	
	N-1																	
	N																	
合計	N-10																	
	N-5																	
	N-4																	
	N-3																	
	N-2																	
	N-1																	
	N																	

注) 年度は、直近の実績の年度をN年とする。

(2) 水道水の需要と供給の見通し

将来における水道水の需要量の推定と供給の見通しについて記述する。

なお、現状において需要に対し供給量の見通しが立っており、将来に向けて需要の伸びが予想されない圏域については、現行の供給量又は削減される供給量を算出することに十分留意する。

表- 20 水道水の需要予測と供給の見通し

項目 圏域	年度	(A) 需 要 予 測							(B) 供 給 の 見 通 し				
		① 総人口 千人	② 普及率 %	③ 給水人口 千人	④ 1人1日需要水量		⑤ 1日需要水量		⑥ 年間需要 水量 百万m ³ /日	⑦ 既開発 水量 m ³ /日	⑧ 開発見込 水量 m ³ /日	⑨ 過不足 水量 m ³ /日	⑩ 開発見込水系名 及び開発見込水量 m ³ /日
					最大 L/人・日	平均 L/人・日	最大 m ³ /日	平均 m ³ /日					
圏域	N												
	N+5												
	N+10												
	N+20												
	目標年度												
合計	N												
	N+5												
	N+10												
	N+20												
	目標年度												

注) 1 本表は圏域ごとに都道府県の全域について記入する。

2 N年度は直近の実績の年度とする。

3 記入方法

(A) 需要予測

人口及び水量は算出根拠を明らかにする。

- ①総人口 …………… 都道府県の他の総合計画等との調整をとる。
 ⑥年間需要水量 …… ⑤の1日平均需要水量に年間日数を乗じて算定する。
 (B)供給の見通し
 取水量ベースでなく、給水量ベースで記入する。
 また、開発水量に名目値と実力値がある場合は、必要に応じて上下2段階書きとする。
 ⑦既開発水量 …… 当該年度において開発済みの水量。例えばN+10年度の水量は、N+5年度の水量にN+5年度の開発見込水量を加算したものになる。なお、地下水等の取水が削減される場合は、年度が進むにつれてその水量が減少することもある。
 ⑧開発見込水量 …… その年度までに水資源の開発等により取水が可能と見込まれる水量
 N+5年の欄にはNからN+5年度、N+10年の欄にはN+5からN+10年度、N+20年の欄にはN+10からN+20年度の間の開発見込水量を記入する。場合によっては、削減する水源をマイナスとして算出することもあり得る。
 ⑨過不足水量 …… その年度において過不足があると予測される水量
 ⑩開発見込水系名及び
 開発見込水量 …… N+5年の欄にはNからN+5年度、N+10年の欄にはN+5からN+10年度、N+20年の欄にはN+10からN+20年度の間に開発が見込まれる水源施設について、例えば次のように記入する。
 ○○水系 ○○ダム …… ○○m³/日
 地下水 井戸○本 …… ○○m³/日
 したがって、⑧開発見込水量のNからN+20の年度の合計は⑩の開発見込水量の合計に一致する。場合によっては、削減される場合もあり得る。

3. 6 現状分析と評価、課題の抽出

水道の現況、水需給の見通しを踏まえ、現況評価の結果をグラフや表、地図など図面を用いて表現し、現況を評価し、以下の点について検討の上、圏域毎の課題を明らかにする。

- (1) 水道サービスの持続性は確保されているか（運営基盤強化）
 - ・施設の維持管理や更新需要に対し財源確保が十分か。（料金収入を適正に確保できる対策は講じられているか。）
 - ・水道の技術力や経営管理のノウハウにおいて人材確保は十分か。（長期的視点に立った人材確保・育成は講じられているか。）
 - ・施設の老朽化等に対して、事業の実施計画ができているか。（施設の維持管理が適切に継続できる体制が整っているか。）
- (2) 安全な水の供給は保証されているか（水道水の安全）
 - ・水源汚染のリスクの存在への対策はできているか。
 - ・水道にアクセスできない住民への対応は十分か。（未普及地域への水道整備及び水道以外の供給対策）
 - ・水安全計画の策定（浸透対策）は十分か。
 - ・水質検査実施体制及び水質検査の信頼性の確保は十分か。
 - ・簡易専用水道、小規模貯水槽水道や飲用井戸の対策は十分か。
 - ・給水装置工事事業者の資質は確保されているか。
- (3) 危機管理への対応は徹底されているか（危機管理・災害対策）
 - ・水道施設の耐震化は十分に図られているか。（耐震化率の向上対策が十分か。）
 - ・重要給水施設（病院、避難所等）への基幹管路の耐震化（優先的な対応）は十分か。
 - ・広域的な災害時の様々な対策は十分か。（資機材調達、マニュアルの整備、応援体制のネットワーク化）
 - ・住民とのコミュニケーションは図られているか。（訓練の実施、その他様々な取り組み）

既存の水道整備基本構想（都道府県水道ビジョン）及び広域的水道整備計画がある場合は、策定後の広域化進展状況についても評価する。

これらの分析と評価にあたっては、水道事業ガイドラインの業務指標を活用するなど、可能な限り定量的な評価を行う。

3. 7 将来目標の設定とその実現方策

- (1) 水道の理想像を設定

都道府県全域について、約50年先を視野に、水道の将来に向けた理想像を設定する。

(2) 理想像を踏まえた実現方策

実現方策を具体化するために、都道府県の水道行政として重点的な実現方策の取り組み事項を掲げる。そのための例は以下のとおり。

- ① 都道府県は、水道事業者間や関係者の調整役として、広域化の実現のための研究会を圏域ごとに立ち上げ、発展的広域化の推進を図る。
- ② 管内の水道事業における施設老朽化や耐震化の対策の推進を図るための支援を行う。(国庫補助の活用助言や広域化の推進等による)
- ③ 流域単位での水循環、水資源の有効活用方策連携推進を支援する体制を図る。
- ④ 水道事業の適切な財源確保のため、施設の再構築等を考慮したアセットマネジメントの策定促進に取り組む。
- ⑤ 水道事業における人材育成の観点から、研修会を積極的に実施するとともに、人材確保の方策を提示する。(定数目標や技術継承など)
- ⑥ 広域的な危機管理意識の向上のための取り組みの推進を図る。(訓練の実施、危機管理マニュアルの検討会、エネルギー確保策など)
- ⑦ 水道事業による水供給が困難な地域への多様な水供給手法の検討。(未普及地域や限界集落対応)
- ⑧ 国際展開の実施状況を取りまとめる。(実施予定事業者の把握)
- ⑨ 水源環境の保全策の取り組みの推進を図る。(環境行政との連携や流域協議会での活動等)
- ⑩ 圏域単位での住民との連携方策の推進を図る。(多様な広域連携活動等)
- ⑪ 市及び町村における小規模貯水槽水道や飲用井戸対策の衛生対策の推進を図る。(水道関係部局との連携促進等)

(3) 実現方策推進の目標の設定

都道府県全域を対象に現状分析・評価、課題の抽出を踏まえ、次の視点から計画目標年度における将来目標を設定し記述する。

その際には、現況評価等の結果と目標の関係を分かりやすく示すこと。将来の目標を踏まえ、都道府県全域又は圏域ごとに目標を設定のうえ記述すること。

なお、都道府県内の水道事業者等において、最低限、推進すべき事項は、以下の例示のとおりとする。

持続 施設の再構築等を考慮したアセットマネジメント(タイプ4D(注))の導入(〇〇年度までに100%導入)

安全 水安全計画の策定(〇〇年度までに策定率100%)

強靱 耐震化計画の策定(〇〇年度までに策定率100%)

(注) 「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」(厚生労働省健康局水道課 平成21年7月)のI-24ページを参照のこと。

(4) 発展的広域化の推進のために取り組む方策

新水道ビジョンでは、水道事業の運営基盤の強化を図るための実現方策として、「発展的広域化」を掲げており、近隣の水道事業者間による広域化の検討を開始することからスタートし、設定した圏域ごとに地域の実情に応じた多様な連携形態を採用しつつ、段階的に広域連携の水道事業者間での調整を進める方策を提示している。

発展的広域化は、将来の水道事業のあり方を広域的な視点で捉え、設定された圏域において施設の共同整備や人材育成など幅広い観点から、複数の水道事業者間で多様な形態の広域連携を段階的に検討するための方策である。

このような方策を推進するため、圏域ごとの検討プロセスを具体的に明示することとする。

第1段階として、水道事業者間の広域化の検討を開始させるためのスケジュールを確実性を考慮の上設定することとする。

第2段階として、将来の広域化を念頭に、他の行政部門との枠組みや連携できる範囲の検討を行い、事業の将来像を見据えて取り組みの推進を図る。

第3段階として、圏域における地域の歴史や水事情等、多面的に配慮され、広域化の全容

を踏まえて住民や議会等との合意形成に配慮しながら調整を進めつつ、当該圏域の水道にふさわしい広域化を誘導する。

以上を踏まえ、都道府県水道ビジョンにおいて、以下の項目を明示する。

圏 域 名 ○○圏域

構成市町村 ○○市、○○市、○○町

地域の課題 施設の老朽化対応、施設再構築計画策定、職員不足

連携方策案 事業統合、施設の共同化、管理の一体化など

これらの検討に際しては以下について配慮すること。

- ① 施設整備等に関する事項については、長期的な水道水の需要と供給の均衡をとることを基本として、重複投資のない合理的なものとするため、広域的視点で施設の統廃合や共同施設の設置など施設の再構築について配慮すること。
 - ② 維持管理等に関する事項については、施設及び水質の管理水準の向上のため、管理の一体化など広域的な手法や災害時の相互応援体制などについて考慮すること。
 - ③ 財政に関する事項については、今後発生する施設更新需要を踏まえた施設整備等の年次別事業費と経常経費及び給水（用水）原価などへの影響について予測することが望ましいこと。
 - ④ 経営に関する事項については、複数の水道事業者等の経営の一体化や統廃合による事業運営の効率化などの可能性について配慮すること。
- (5) 発展的広域化の推進のために取り組む方策において記載することが望ましい事項
- 新水道ビジョンの「8.1.2 都道府県 ①広域的な事業間調整機能」の記載事項を踏まえ、以下について都道府県の考え、今後の方針等を検討し、記載することが望ましい。
- ① 事業統合、財政問題、技術基盤、人材確保など、個々の水道事業者では乗り越えられない課題の解決において、他の複数の水道事業者等との広域的な対応が有効な場合にあっては、その調整役としてどのような役割を果たしていくか。
 - ② 広域化の調整にあっては、地理的、歴史的にも圏域の枠組み等も考慮しつつ、発展的広域化に向けた事業間調整において、どのようにイニシアティブを発揮していくか。
 - ③ 特に、中小規模水道事業者の広域化検討を開始する動機付けや最終的な広域化の形態を導き出す助言ができる存在として、地域の発展を支えるためにどのように対応していくか。条件的に統合が難しい簡易水道については、将来的にどのように運営し、持続させていくか。

新水道ビジョンの「8.1.2 都道府県 ②流域単位の連携推進機能」の記載事項を踏まえ、以下について都道府県の考え、今後の方針等を検討し、記載することが望ましい。

- ① 水源保全、水質監視、渇水対策など流域単位で連携すべき多様な事項について、他の行政機関との連携を図りながら、管内の関係水道事業者等とどのように調整役を果たしていくか。
- ② 良好な水源水質の確保、省エネルギー対策など水道事業への多面的な効果が期待できる水道事業者等の流域単位での水循環、水資源の有効活用方策連携推進を支援する体制をどのように構築していくか。

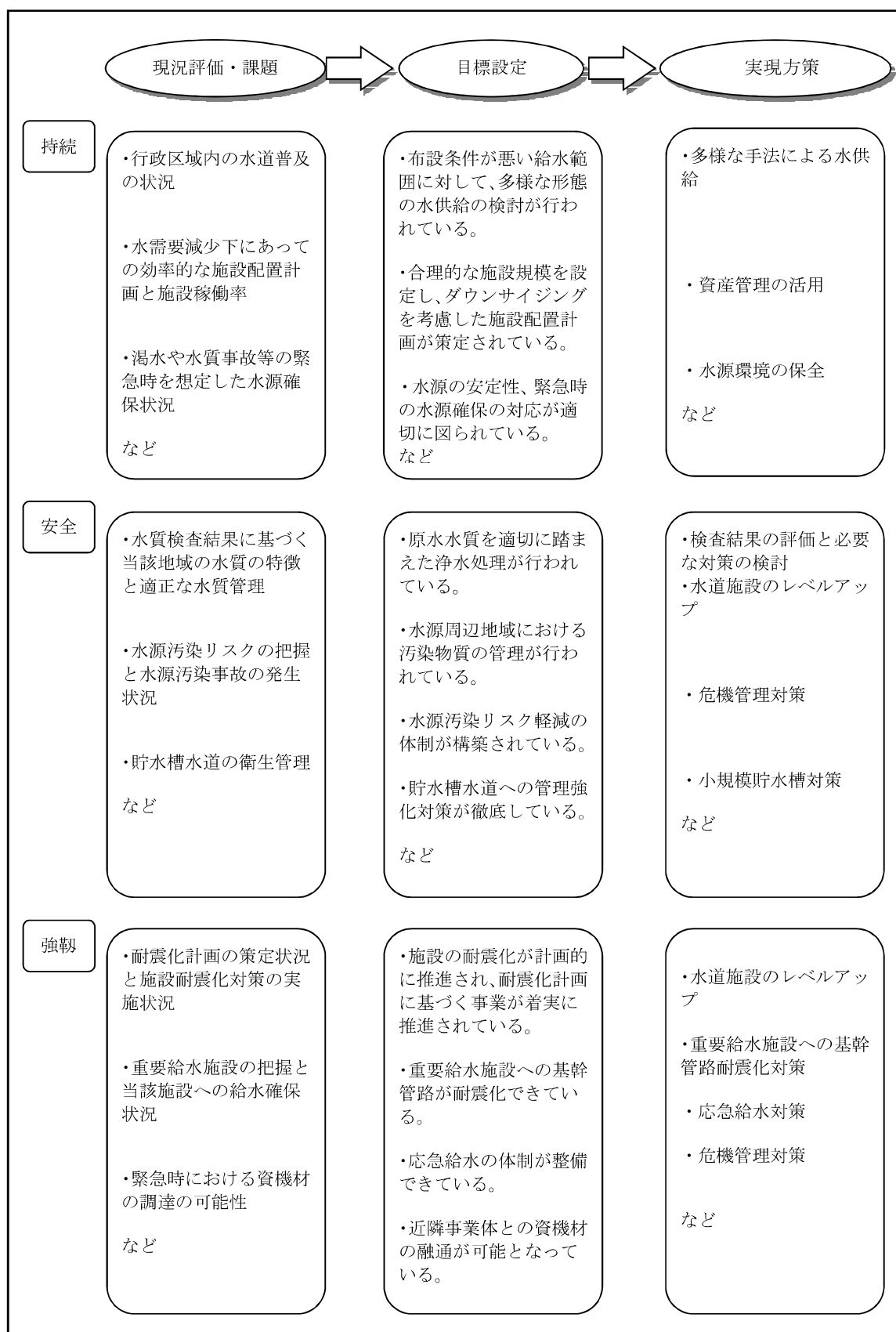


図- 5 目標と実現方策（記載例）

表- 21 運営基盤強化の計画

圏域	① 市町村名	②施設の共同化				③管理の一体化				④経営の一体化		⑤ 備考
		内容	実施時期	内容	実施時期	内容	実施時期	内容	実施時期	内容	実施時期	
〇 〇 圏 域												

注) 1 本表は運営基盤の強化の計画・構想について記入する。

2 本表は、圏域毎の運営基盤強化方策の全体像が見渡せるように記入する。

3 記入方法

①圏域内の全ての市町村名を記入する。

②施設の共同化……水質試験センター、広域連絡管、緊急時連絡管などの施設の共同化について、内容、実施時期を記入する。

事業が複数ある場合は、欄を追加するなどして記入する。

③管理の一体化……中核事業体、一部事務組合、水道用水供給事業などによる管理の一体化、あるいは窓口業務、運転管理などの共同化について、内容、実施時期を記入する。

事業が複数ある場合は、欄を追加するなどして記入する。

(記載例)

圏域	① 市町村名	②施設の共同化				
		内容	実施時期	内容	実施時期	
〇 〇 圏 域	〇〇市	A	平成〇〇年度			
	△△町	A	平成〇〇年度			
	〇〇村	A	平成〇〇年度	B	平成××年度	
	〇〇〇市			B	平成××年度	
	〇△町			B	平成××年度	
	△▽市					
	〇〇町	C	平成△△年度	B	平成××年度	
	△△△町	C	平成△△年度			

注) A、B、Cは共同化の内容

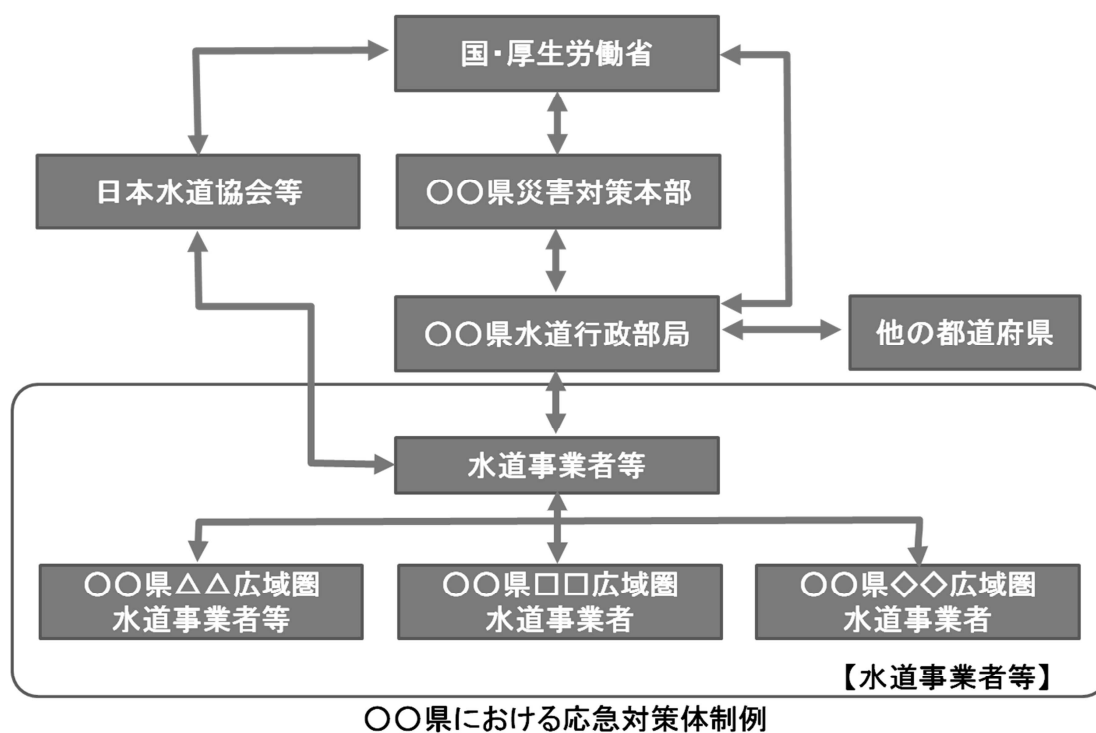


図- 6 都道府県内の水道の応急対策体制

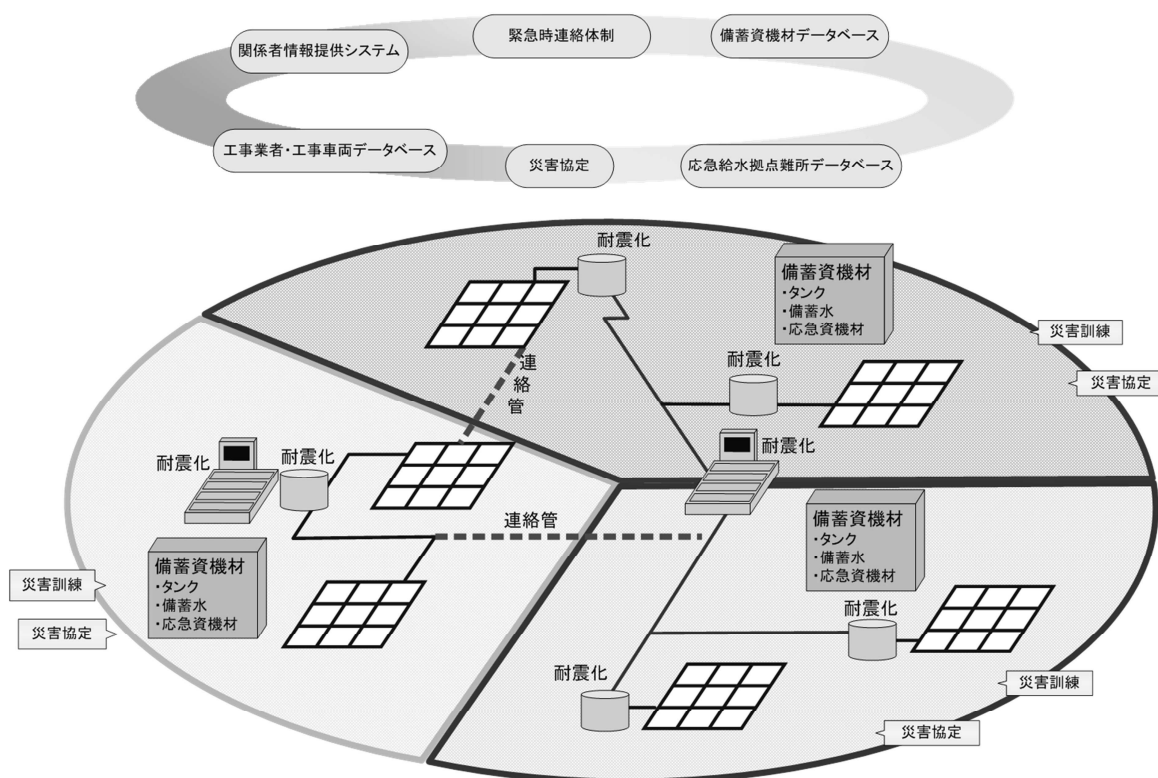


図- 7 総合防災対策図の例

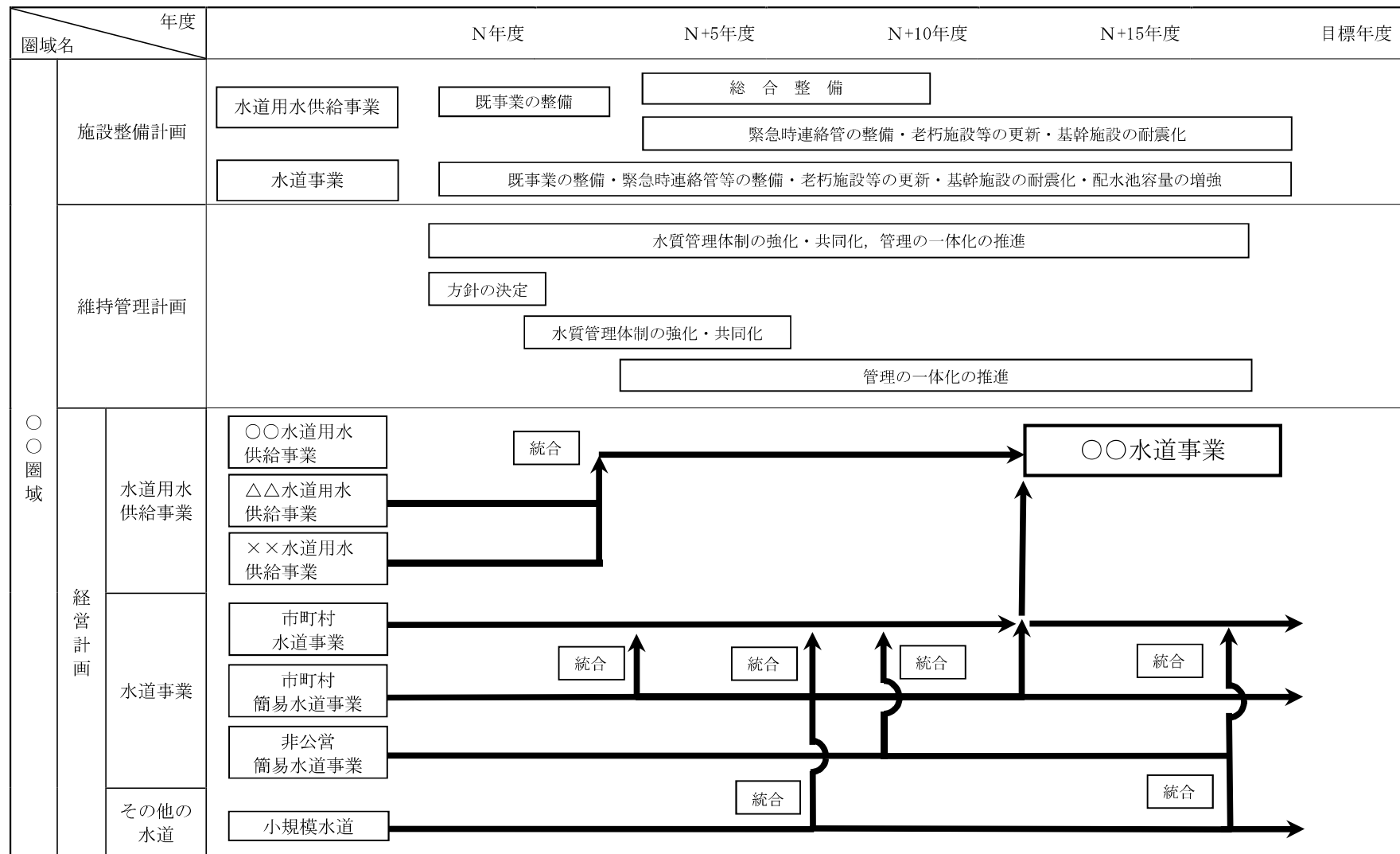


図- 8 将来年次計画（記載例）

3. 8 都道府県水道ビジョンの策定のための体制及び策定後のフォローアップ

(1) 策定のための体制

都道府県水道ビジョンは、管内水道事業者等の意見交換を十分に実施したうえで、実現性ある内容とすることに留意し、以下のような体制及び策定プロセスを基本として策定を進める。

- ① 都道府県水道ビジョンの検討にあたって、管内の水道事業者等（全事業又は地域の代表的な事業者）との意見交換の場を設け、地域の課題と解決策を議論するとともに、水源確保及び発展的広域化等の方向性を導く。
- ② 意見交換により、「安全」、「強靱」、「持続」に関する目標設定及び目標年度を議論し、その目標に向けた都道府県及び関係者が推進すべき取り組みを整理する。なお、圏域ごとに発展的広域化の検討を進める場合には、圏域ごとの目標を定めることも差し支えない。
- ③ 都道府県内の水道事業者等が作成する水道事業ビジョンとの整合についても議論する。
- ④ 前述の取り組み及び水道事業ビジョンの策定を推進するための工程表を整理する。
- ⑤ 必要に応じ、学識経験者等の第三者からの意見を聴取し、都道府県水道ビジョンの妥当性を検証する。

(2) フォローアップ

都道府県水道ビジョンは、5～10年を目途に定期的実施状況を確認するとともに、進捗に課題が生じた場合には、適宜見直しを行うことが望ましい。

① 実施体制の構築

都道府県水道ビジョン策定後にどのような実施体制を構築するかを工程表等に明示しつつ記述する。

また、アセットマネジメントに関しては、都道府県内の全ての水道事業者が実施した後においても、継続的にさらなる発展的広域化を検討するためのフォローアップを実施することが必要である。

② 進捗状況のチェックと公表

「水道事業ガイドライン JWWA Q100」に基づく業務指標（PI）など定量的な値を用いて進捗状況についてのチェック及び公表の方法を記述する。

表- 22 進捗状況チェックシート（記載例）

実現方策	自己評価	自己評価の理由	次期の進捗の見とおし
1 圏域ごとの発展的広域化の検討	B	都道府県内事業者との研究会を立ち上げ、検討しているが、広域連携の形態が定まらない。	共同施設の計画や人材育成手法など、個別の連携手法を確立する。
2 アセットマネジメント（タイプ4D）の実施	C	都道府県内事業者のアセットマネジメント（タイプ1C（注））実施状況は、ほぼ100%となっているが、アセットマネジメント（タイプ4D（注））実施状況は、10%とまだまだ低い。	アセットマネジメント（タイプ4D（注））実施状況100%を目指し、財源確保や広域化の検討を本格化する。
3 水安全計画の策定	B	大規模事業体は、水安全計画を策定しているが、中小規模事業は検討段階。	技術支援を継続し、策定率100%を目指す。
4 施設耐震化計画及び再構築計画の策定	C	上記取り組みから順次実施しているため、県内策定率は、耐震化計画で30%、再構築計画で5%となっている。	厚労省の手引き策定動向を注視し、適宜策定推進を図る。

注）自己評価の欄には次のA、B、Cのいずれかを記述すること。

- A：想定どおり（以上）進捗した
 B：想定したレベルに達しなかったが進捗した
 C：進捗が遅れた、想定したレベルとは乖離した達成度合いだった

（注） 「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」（厚生労働省健康局水道課 平成 21 年 7 月）の I-24 ページを参照のこと。

③ フォローアップのイメージ

定期的（例えば、5～10年毎）にレビューして実施状況や他計画との整合性を確認するとともに進捗に課題がある場合には見直しを行う旨記述する。

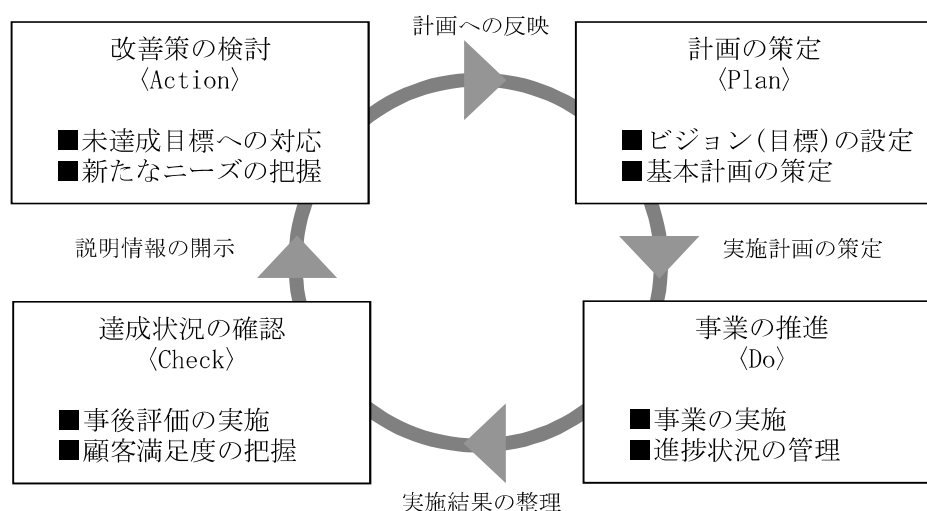


図- 9 都道府県水道ビジョンのフォローアップ（PDCA サイクル）

④ 留意事項

フォローアップの実施にあたっては、都道府県水道ビジョンで設定した理想像及び将来目標の達成、並びに実現方策（3. 7）の実施に向けて、水道事業者等を支援しつつ、リーダーシップを発揮し、施設更新事業や耐震化事業の計画的な実施、発展的広域化の調整など、各種施策の推進に十分留意する必要がある。

【参 考】

○ ビジョン策定検討時に参考となる資料類

- ・「水道事業における環境対策の手引書」（平成16年3月 社団法人 日本水道協会）
- ・「水道施設更新指針」（平成17年5月 社団法人 日本水道協会）
- ・「水道施設機能診断の手引き」（平成17年7月 財団法人 水道技術研究センター）
- ・「地域水道ビジョン作成の手引き」（平成17年10月 厚生労働省健康局水道課）
- ・「解説水道事業ガイドライン」（平成17年10月 社団法人 日本水道協会）
- ・「Excel版 P I 計算ツール Ver. 2」（平成17年10月 財団法人 水道技術研究センター）
- ・「危機管理マニュアル策定指針」（平成18年3月 社団法人 日本水道協会）
- ・「貯水槽水道の管理運営マニュアル（案）」（平成18年9月 厚生労働省健康局水道課）
- ・「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（平成19年3月 厚生労働省健康局水道課）
- ・「水道事業におけるPFI導入検討の手引き」（平成19年11月 厚生労働省健康局水道課）
- ・「小規模水道の運営管理に関する検討調査報告書」（平成19年3月及び平成20年3月 財団法人 水道技術研究センター）
- ・「水道の耐震化計画等策定指針」（平成20年3月 厚生労働省健康局水道課）
- ・「水安全計画策定ガイドライン」（平成20年5月 厚生労働省健康局水道課）
- ・「民間活用を含む水道事業の連携形態に係る比較検討の手引き」（平成20年6月 厚生労働省健康局水道課）
- ・「水道広域化検討の手引き」（平成20年8月 社団法人 日本水道協会）
- ・「水道事業者等における新型インフルエンザ対策の推進について」（平成21年2月 厚生労働省健康局水道課）
- ・「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」（平成21年7月 厚生労働省健康局水道課）
- ・アセットマネジメント「簡易支援ツール」（平成25年6月 厚生労働省健康局水道課）
- ・「事業統合検討の手引きー水道版バランススコアカード（事業統合）の活用ー」（平成23年2月 厚生労働省健康局水道課）
- ・「第三者委託実施の手引き」（平成23年3月 厚生労働省健康局水道課）
- ・「水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き」（平成23年3月 厚生労働省健康局水道課）
- など